

## 第14号 平成17年7月22日(金曜日)

[会議録本文へ](#)

平成十七年七月二十二日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 赤松 広隆君  
理事 谷本 龍哉君 理事 中谷 元君  
理事 渡辺 博道君 理事 大谷 信盛君  
理事 首藤 信彦君 理事 増子 輝彦君  
理事 丸谷 佳織君  
植竹 繁雄君 江藤 拓君  
岡本 芳郎君 高村 正彦君  
佐藤 錬君 菅原 一秀君  
鈴木 淳司君 田中 和徳君  
土屋 品子君 西村 明宏君  
平沢 勝栄君 三ッ矢憲生君  
宮下 一郎君 山下 貴史君  
田中真紀子君 武正 公一君  
永田 寿康君 嶋山由紀夫君  
藤村 修君 古本伸一郎君  
松原 仁君 赤羽 一嘉君  
赤嶺 政賢君 東門美津子君

外務大臣 町村 信孝君  
内閣官房副長官 杉浦 正健君  
外務副大臣 逢沢 一郎君  
政府参考人  
(内閣官房内閣参事官) 猪俣 弘司君  
政府参考人  
(外務省大臣官房長) 塩尻孝二郎君  
政府参考人  
(外務省大臣官房審議官) 遠藤 善久君  
政府参考人  
(外務省大臣官房審議官) 齋木 昭隆君  
政府参考人  
(外務省大臣官房審議官) 西宮 伸一君  
政府参考人  
(外務省大臣官房参事官) 松富 重夫君  
政府参考人  
(外務省北米局長) 河相 周夫君  
政府参考人  
(外務省欧州局長) 小松 一郎君  
政府参考人  
(外務省中東アフリカ局アフリカ審議官) 河野 雅治君  
政府参考人  
(外務省経済協力局長) 佐藤 重和君  
政府参考人  
(外務省国際法局長) 林 景一君  
政府参考人  
(外務省領事局長) 鹿取 克章君  
政府参考人  
(財務省大臣官房審議官) 佐々木豊成君  
政府参考人  
(財務省主計局次長) 勝 栄二郎君  
政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官) 桜井 俊君  
政府参考人  
(資源エネルギー庁資源・燃料部長) 近藤 賢二君  
政府参考人  
(国土交通省海事局長) 矢部 哲君  
外務委員会専門員 原 聰君

委員の異動

七月二十二日

辞任 補欠選任  
宇野 治君 山下 貴史君  
小野寺五典君 江藤 拓君  
河井 克行君 田中 和徳君  
西銘恒三郎君 岡本 芳郎君

同日  
辞任 補欠選任  
江藤 拓君 小野寺五典君  
岡本 芳郎君 菅原 一秀君  
田中 和徳君 河井 克行君  
山下 貴史君 宇野 治君

同日  
辞任 補欠選任  
菅原 一秀君 西村 明宏君

同日  
辞任 補欠選任  
西村 明宏君 佐藤 錬君

同日  
辞任 補欠選任  
佐藤 錬君 西銘恒三郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件  
国際情勢に関する件

[このページのトップに戻る](#)

**赤松委員長** これより会議を開きます。  
国際情勢に関する件について調査を進めます。  
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房長塩尻孝二郎君、外務省大臣官房審議官遠藤善久君、外務省大臣官房審議官西宮伸一君、外務省大臣官房参事官松富重夫君、外務省北米局長河相周夫君、外務省欧州局長小松一郎君、外務省中東アフリカ局アフリカ審議官河野雅治君、外務省経済協力局長佐藤重和君、外務省国際法局長林景一君、外務省領事局長鹿取克章君、内閣官房内閣参事官猪俣弘司君、財務省大臣官房審議官佐々木豊成君、財務省主計局次長勝栄二郎君、経済産業省大臣官房審議官桜井俊君、資源エネルギー庁資源・燃料部長近藤賢二君、国土交通省海事局長矢部哲君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**赤松委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

**赤松委員長** 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平沢勝栄君。

**平沢委員** 自由民主党の外務省参考人です。おはようございます。

大臣、副大臣には、本当にお疲れさまでございます。時間が限られていますので、大変申しわけございませんけれども、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

まず、ロンドンで二週連続に続いてまた同時爆弾テロらしきものが起こったわけでございますけれども、ゆゆしき事態でございます。日本もまた、いつこういったテロに見舞われるかわからないわけでございます。まず、大臣の御所見をお伺いしたいと思いますと思うんですけども、今度のロンドンの同時爆弾テロにつきまして大臣はどのようにお考えなのか、それについてちょっと御所見をお聞かせいただきたいと思います。

**町村國務大臣** 二十一日の昼過ぎ、ロンドンの地下鉄三駅及びバス一台の四カ所においてあったわけでございます。七日のものよりは小規模であったということで、現時点で負傷者の数等は必ずしも確認されていないようではございますが、報道によると一名の負傷者がいるという話もございます。邦人の被害があったという情報にはまだ接していないところでございます。また、七月七日の事件との関係であるとか、あるいはアルカイダ等との関係ということも必ずしもはっきりいたしておりません。いずれにいたしましても、こういう不穏な事件というのはまことに遺憾でありますし、また同時に、七日のときも同じことを考えましたが、こうしたものがいつどこ日本においても起きないとは限らないということでございますので、万般の対策をしっかりと講じていかなければいけない、かように考えております。

**平沢委員** ビンラディンは、二〇〇三年の十月十八日、七カ国を、イラクに軍隊を派遣した国については我々は報復する権利があるということを言っていて、その中に日本がいわば名指しで言われているわけでございます。そのころ、同じころですけれども、アルカイダの関係者からロンドンのアラビア語の週刊紙に対しましてメッセージが送られてきて、日本の中心部をねらうというようなことも言われたわけでございます。そして、おととしの暮れですか、ドイツで、フランス人ですけれどもアルカイダ系の関係者で国際手配されているテロリストが日本に偽造旅券で何回も入国していたという事実も明らかになったわけでございます。日本も決して他山の石ではないと思います。

日本の場合は、日本の国内の問題、それから海外の日本人学校あるいは日本の企業、大使館、領事館等を守るといふ問題、両方あると思いますけれども、こうした問題について外務省はどのように取り組んでいるのか、お聞かせいただけますか。

**鹿取政府参考人** 外務省の取り組みでございますが、我々が重視しているのは、一つはテロ関連情報の収集とその発信でございます。外務省のホームページには海外安全ホームページというものがございまして、その中で渡航情報を出しております。その渡航情報は、各国、地域におけるテロを含む治安関係情報を随時流してあるところでございます。また、ホームページに掲載するだけではなく、在外においては民間企業の方あるいは在留邦人にメールで配信するということもやっております。また、本邦企業との連携というのを我々は非常に重視しておりまして、在外においても国内においても、危機管理担当者等を対象に、最新のテロ情勢あるいは危機管理対策を主な内容とする危機管理セミナーを開催しております。これは国内及び在外で開催しております。

また、海外安全市民協力会合を国内で開催しているほか、在外では民間の方々と随時安全対策連絡協議会というのを開いておりますし、そのほか、あと旅行者の方々との関係で、旅行会社とも随時安全対策あるいはテロ情報を共有するというをやっております。

我々としては、引き続き、こういう情報の収集、発信について努力を続けてまいりたいと考えております。

**平沢委員** 攻撃する側は、時間、場所、ターゲットを選ぶことができるわけですから、こちらは常時、二十四時間あらゆるところを守らなきゃならないわけですから、こちら側にとては極めて守りにくいということになるわけでございまして、そのためには情報収集が極めて大事になってくるわけでございまして、日本の情報収集体制というのは極めて弱いわけでございます。

大臣の書かれた「保守の情報」という本、私も本書を事前にご読ませたいという大変にいい本だと、今外務省の方にお聞きしましたら、まだ読んでいないそでございませうけれども、外務省の方がまだ読んでいないというのはおかしいんじゃないかなと、外務省の方は、まず真っ先に、大臣が書かれた本だから読むべきではないかと思ます。

その中で、情報収集がたいなものも設置した方がいらないといけないということも書かれていますが、私自身も全くそのとおりだろうと思います、恐らく大臣は、イギリスのSISなどを参考にされてこうしたことを言われているんじゃないかなと思います、イギリスのSISというのは、私もロンドンの大使館にいましたときに週に一回は行きまして、いろいろ情報収集、交換をさせていただいたわけですが、向こうがなかなか情報を日本に（れないというのは、向こうとしては情報を命がけてとってくるわけですよ、その命がけてとる情報日本にあげる、しかし、日本から与える情報、キープ情報がなかなかないんですよ、情報というのはギブ・アンド・テークでずから、日本が独自にまた情報をとらねえとギブ・アンド・テークの関係は成り立たない、

また日本は、情報を持ってきてても、大臣がこうの中で、情報は上からず降りろということを書いていますけれど、全くそのとおりでございます、私も警察のときに情報をとってきませうけれども、これは日本にはなかなか上げないんですよ。なぜかという、上げると漏れてしまうからなんです。漏れたらもう相手方から二度と信用されなくなて、情報が来なくなってしまふんです。

ですから、そういったことも含めて、これから日本も情報収集体制をしっかりとつらなければならぬ、その機関もつらなければならぬと思ひますけれども、法制度の整備も含めて、課題は山積しているのではないかなと思います、今外務省の方で、対外情報機能強化に関する懇談会というのをやっている御検討されていると思ひますけれども、大臣は外務省の情報収集体制強化についてどのようにお考えか、ちょっと御所見をお聞かせいただけます。

**町村務夫大臣** 平沢委員から大変重要な御指摘をいただき、感謝いたします。

戦後しばらくの間、かなり近い時点まで、余りこのインテリジェンスの話というのは国会でも議論をされなかったし、多分自民党でも余り議論をされていなかった、国内的にも、余りそういうことは議論しない方がいいというような雰囲気の中で今日まで来たんだと思ひます。

しかし、昨今のテロあるいはいろいろな事件があるときに、政府の情報はどうなっているのかという話が必ず出るようになりました、委員御指摘のとおり、今の日本の国内の情報に関する、まず意識の問題、それからその意識に基づ（法整備等々の問題、あるいは運用の問題、いろいろな問題があると思ひます。

ですから、急に大変なもの、イギリスの仕組みあるいは人の養成というのは、やはり百年以上の歴史を持っている中でのお話であります、日本も腰を据えて本格的にこのインテリジェンスの問題に取り組んでいかなければいけない、これは、ひとり外務省だけででもよくできることでもないと思ひますので、とりあえず私も外務省の中の懇談会をつりましたが、これは全省にまたがる問題として、政府全体にもかかわる問題として、必要あらば官房長官等にも、あるいは総理にもお話を、全省的に取り組んでいた方がいいんとしては努力をしてみたいと考えております。

**平沢委員** ぜひその方向でお願いしたいと思います。

ちなみに、イギリスのSISの場合は、日本では考えられないことですが、偽造旅券を与えたり、もちろん潜入とかおとりとか、あらゆる手段、方法を使って、まさに命がけて情報収集をしているわけでございまして、日本でこれができるとは思ひませんけれども、しかし、最大限日本のできることを探るべきではないかなと私は思ひまして、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、ちょっと外務省の官房でもいいんですけれども、お聞きしたいんです。私の大使館勤務の経験でいえば、大臣がこの本の中で、ヒューマンインテリジェンス、やはり人間が人間から情報収集するということをしている書いてあります、外国に駐在している大使とか大使館員は、できるだけ現地の政府関係者、あるいは現地に滞在するほかの国の外交関係者、あるいはマスコミ、その他の方々と会っている情報収集するのが筋だろうと思ひますけれども、私の経験でいえば、日本の現地の駐在している大使以下外交官は、日本から来るお客さんの接待で手いっぱいという感じがしないでもないんです。

特に、大臣が行かれたというのはわかりますけれども、一般の国会議員とかあるいは役人だとかそういう人たちの、アポイントメントをとるのはいいけれども、それ以外のアテンドというのはもうほとんどやめて、現地で情報収集に専念するという形に持っていく方がいいんじゃないかと思ひますけれども、その辺は外務省はいかがお考えですか。

**塩尻政府参考人** お答えいたします。

今委員が言われたとおり、情報の収集は非常に大事です、それは常日ごと、朝起きてから夜寝るまで、我々そういうことで専念しなければいけないというふうに思っております、他方、日本から来られる方あるいはほかの地域から来られる方に対する便宜供与等々から見て、両方一生懸命やて国のために尽くすということでもあります。

**平沢委員** 私が申し上げたのは、日本から来る方の便宜供与はいいんですけれども、便宜供与というかアテンドというか旅行関係業内業というか、そちらの方に重点が行き過ぎすぎてはならないかと、ですから、そちらは最小限にして、やはり現地に駐在する大使とか外交官の方は、現地で情報収集あるいは現地で外交業務に専念できる体制をつくるべきではないかということですが、そこはもう一回ちょっとお願ひします。

**塩尻政府参考人** 情報収集そのほか外交を遂行する上で支障がない、それを尽すということでも引き続きやってみたいというふうに思っております。

**平沢委員** 日本から国会議員も含めて大勢のお客さんに行くと思ひますけれども、そういう人たちにに対する便宜供与のあり方については、ぜひ外務省は見直しをしていただきたいなと思ひます。

次に、国連安保理の問題についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、大臣、副大臣、本日にお疲れさまでございました。

G4の決議案が出されて、それ二十日ごろ採決ということで見れば、A.U.の調整なども出て延びているんだろと思ひます、今は、A.U.のいわば一本化に向けていると作業を進めておられるんだろと思ひますけれども、今現状はどうなっているか、そして今後のG4の決議案はどうか、これについてちょっと見通しをお聞かせいただけますか。

**津沢副大臣** 後、足らずを大臣の方からも補足いただきたいと思います。

私自身約一週間強、一昨日までニューヨークに参りまして、安保理改革の重要性、また日本の常任理事国入りの必要性、その大義等々、各国の代表部、また多くの各国の主要な方がニューヨークに集まっておられます、バイの会談を二十回以上こなしながら懸命の努力を重ねたわけでございます。

今国連には、G4の枠組み決議案そしてA.Uからの枠組み決議案、二つの決議案が上程されているわけですが、結論から申し上げますと、委員御指摘のように、G4とA.Uの決議案が共倒れをするようなことがあってはならない、そんな考え方のもと、きょう、二十二日でございます、時差がございませうけれども、二十二日金曜日をめどにG4とA.Uの決議案の共通のポジションをつくる、できることならば一本化を図ろう、こういうことで懸命の努力を続けているところでございます。

それを受けて、来週の月曜日、また場所は確定してはおりないわけですがありますけれども、G4の外相並びにA.Uを代表していただく外相が再び会合を持ち、その後の段取りについて本当に詰めた、いわば最終的な方向を見出して、そんな日程も確定をいたしているわけですが、最も緊張感あふれる正念堂を今まさに迎えておられます。

平沢先生初め国会の先生方からも、かねてこの問題については強い関心をお持ちいただき、議会の立場から御支援をいただいておりますけれども、最も大切な局面を迎えつつある今、どうぞ引き続きの御支援と御機嫌を賜りますように心からお願い申し上げます。

**平沢委員** 今回の、これをA.Uと一本化する当たって、どうでもアメリカの後押しというのが必要ではないかと私は思うんですが、アメリカはこのG4の案にかなり消極的ということが報じられているわけです、アメリカをもっと積極的にこの面で味方するに当たってはできないのか、アメリカがそっぽを向いている中で、G4とA.Uの一本化というのはなかなか難しいのではないかという気もしていないんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**津沢副大臣** 平沢先生おっしゃられますように、アメリカは世界のスーパーパワーとして、国連場面にあきましても大変大きな影響力を持っているということではあると思いますが、その辺はもうどうもございません。

しかし、一九四五年から六十年たった今、国際社会の状況は一変を起している、五十ヶヶ国の加盟国でスタートした国連は今百九十一ヶヶ国になり、冷戦も終わり、新たな状況を迎えつつある今、国連加盟国の大半が、安保理の強化、そのための準備に賛同している、拡大が必要という基本的な考えを持っているわけでございます、そういう大きな国際社会の考え方をベースにしながら、力強（私どもは今日まで準備を進めてまいりました。

**平沢委員** アメリカの考え方があるわけでございますが、最大限私どもの立場をアメリカにも理解を求めつつ、基本的なG4の決議案を三分の二以上確保するためにはA.Uの力がどうしても必要でございます、引き続きの努力を重ねてまいりたいと思ひます。

**アメリカ** この前のグリーンイールズ・サミットで、これはアメリカが一つのテーマだったということもありまして、日本は今後アメリカに対するODAを三年間で倍増する、それからODA全体は五年間で百億ドル積み増しするというようなことを言っているわけでございます。

アメリカ向けODAを今後三年間で倍増するというのは、もちろんアメリカがテーマだったことでもありますけれども、同時に、今までアメリカに対する力入れ方が弱かった、今後、いわば国連安保理の問題もあって、もっともつと力を入れようということだろうと思ひますけれども、もしやるなら、もうちょっと早くやておくべきではなかったか、今一番大事なときに、これからふやしますよと言うのではなくて、もっと早くやるべきではなかったかなという感じがしないでもありませんけれども、この辺はどうお考えですか。

**町村務夫大臣** 確かに、日本の援助は今まではアジアということでもありましたし、今も半分以上はアジアということでございます、そういう中で、アメリカの位置づけ、率直に言って、八〇年代まではそもそも十分日本の外交が目向けにいなかったということもあるかと思ひますが、九〇年代に入りまして、日本はなかなかアメリカとの間に取り組んでまいりました。

TICADという東京国際会議、アジア開発に関する国際会議というのを九三年に開いておりました、それから、何年か、一回ずつ定期的に開いております、前回は二〇〇三年に開かれましたし、今回は二〇〇八年において開こうかということでもあります、アジア安援というこの重要性がもうずっと言われ続けてきておりますし、現実、例えば安保理の議題を見ると、一半以上がアメリカの紛争とか内乱でありますとか、あるいは貧困の問題でありますとか、そういう問題が多くなっています、そんなこともありまして、例えば、四月下旬にインドネシアで開催されたアジア・アジア首脳会議の場で、小泉首相は既に、日本の援助を戦略的に拡充するという基本方針を述べた上で、さらにアメリカ向けには向こう三年間で倍増しようということを四月の時点で

実は表明をいたしてありまして、それをグリーンイールズ・サミットで改めて強調したということでもあります、安保理というところが全く念頭になかったかといえば、正直に言えばそれは多少のことではありますが、しかし、基本的に、日本はやはりアメリカというものについてかなり重視をしてこれまでもやってきたし、今後もやっていこうということに取り組んでいるわけでございます。

私は、アメリカの国に日本に対する評価というものは近年非常に高まっているということと、私、個人的にも、個人的にどうか外相会談をアメリカの大臣とやると、本当に日本は遠くの国なのによいろいろな面で支援してくれるということを必ず触れるようになってきている、こう思っております、引き続き、アメリカ支援、しっかり私ももちやていきたいと思ひます。

**平沢委員** 昨年のお暮れ、民主党の原口一博さんあるいは渡辺周さんたちと一緒にアメリカのペンタゴに行きまして驚いたのは、ペンタゴというは貧しい国ですけれども、向こうは日本に大使館を置いているんです、日本は向こうに大使館を置いていないんです。

向こうの大統領と会ったとき、向こうが盛んに言っていたのは、日本もぜひ置いてくれと、日本からすれば、在留邦人もいないし、そんなに貿易があるわけじゃないからいいだろうということなんだろうと思ひます、しかし、あの貧しい国が日本に大使館を置いて日本が置いていないというのは、大国としてどうかという感じがしないでもないんです。

そこで、外務省にお聞きしたいんですが、向こうの大使館は日本にあるけれども、日本が向こうに大使館を置いていないという国は幾つあるんですか、アメリカはそのうち幾つあるんですか。

**塩尻政府参考人** お答えいたします。

相手国の大使館が日本にあって、日本大使館が相手国にないという国でございますけれども、これは二十ヶヶ国でございます、そのうち、アメリカに置いていないという国は十ヶヶ国でございます。

**平沢委員** 大臣、ODAももちろんいいんですけれども、もちろん、これはアメリカの問題とされる絡んできます、しかし、向こうが大使館を置いていない国というのは、ODAもいいけれども、やはり日本としてどうかという感じがしないでもありません。

ちなみに官房にもう一回お聞きしますけれども、今、日本の外国にある大使館というのは幾つあって、中国は幾つありますか。

**塩尻政府参考人** お答えいたします。

日本の有している在外公館すべてでございますけれども、在外公館、大使館、総領事館でございますけれども、百八十九でございます、（平沢委員「大使館は」と呼ぶ）大使館は百十六です、（平沢委員「中国は」と呼ぶ）中国は百五十七でございます。

**平沢委員** 日本が百十六なんです、中国は百五十七なんです、アメリカがペンタに、民主党の先生方と行ったとき、立派な大使館を置いているんです、日本は何もないんです、これはやはり、アメリカに幾らでも働きかけるといっても、ちょっと余りにもプレゼンスが弱いのではないかと、要するに向こうに対する発言力が弱いのではないかと、今一生懸命国連安保理で賛成して、これはやはり言うてちょっと弱いのではないかと、そういう感じがしないでもありません。

先ほどありましたように、二十ヶヶ国が、向こうが置いていて日本が置いていない、そのうちアメリカは十ヶヶ国ですが、これはやはりどうかという感じがしないでもありません、これは、予算だとか人員だとかいろいろ問題が絡みますけれども、やはり私は待つたなしで急ぐべきではないかと思ひます、外務大臣、御所見をお願いします。

**町村務夫大臣** 平沢委員の御指摘、まことに私もとてもだと私も受けとめております。

今の日本は五千人強の体制でやっているわけでございますけれども、その中で最大限効率を上げるような配置をするということでもやっております、ただ、数年前から、何とかイタリア並みの人員を確保しようということで、やっとイタリアを今超えたところでございます、これからまた、これは国会で先生方の御意見もいただきながら進めたいと思ひますが、たしかドイツ、フランスが八千人程度なんですよ、また、外交官の数です、私ども、一遍にももちろんできるわけではございませんので、五年とか十年計画を立てて着実に定員をふやす、その中で、今のこの厳しい状況です、人がふふればある程度予算もふやしていかざるを得ないわけでございますが、予算も、また人もある程度ふやす中で、そうしたアメリカ諸国の期待にこたえているというように心掛けていかなければいけない、こう思っております、一年、二年でできないかもしれませんが、何年かかかってしかりとそうした時間の充実にまいりたいと考えております。

**平沢委員** 時間がないから、次に進ませてください。

二十六日六ヶヶ国協議が開かれるわけでございます、日本からすれば、当然核の問題もありませんけれども、拉致も、ぜひこの問題を取り上げてもらわなければならぬんです、まず、韓国も中国も極めてこの問題を取り上げることには消極的、そしてアメリカも一応建前の上では一生懸命やってくれることを言っていますけれども、必ずしも、六ヶヶ国協議の場で取り上げることには消極的と聞いています。

この拉致問題というのは、日本と北朝鮮の問題というふうならえ方をしていますけれども、人権問題という形でとらえれば、別に日本と北朝鮮の問題ではなくて、各国共通の問題ではないかという気がしないでもないんです、だとすれば、これは六ヶヶ国協議の場で取り上げるのが筋でいいか、それ以外の、場外で、二国間の、いわばバイの会談が持てるかどうかというのは全く見通しがわからないわけで、六ヶヶ国協議の場でしかりと取り上げてもらうのが筋ではないかと思ひます、各国の反応も含めて、六ヶヶ国協議の場では取り上げられない、だとすればバイの会談で取り上げられる可能性があるかどうか、この辺の見通しをちょっとお聞かせいただけますか。

**齋木政府参考人** お答え申し上げます。

来週の二十六日から行われる六ヶヶ国協議でございますけれども、一年一ヶ月ばかりに開かれるということ、ようや（六者一堂にまた会して、中心的な課題としては、当然、核の問題、北朝鮮による核計画の廃棄について、いかにそれを早く進めるか、それについての合意を目指すということでございます。

今委員御指摘のような、それぞれが国がこの六者の機会を利用して、北朝鮮との間で抱えている幾つかの案件、懸案問題についても、当然それぞれの国としてはこれを提起することは予想されているわけでございまして、私どもいたしましたは、従来どりの方針、これは一貫してありまして、拉致問題またミサイル問題も北朝鮮との間では大きな懸案としてありますので、こういった問題については六者協議の場で改めて問題提起を行いたいというふうに考えております。

それから、六者の機会に我々としては日朝間で協議の機会を持ちたいと考えてありまして、その点については、先方に対して接触を求めて、現地で先方の代表者との間で会合、接触の機会を持つべく（努力する所存でございます。

**平沢委員** 日本では、当然この六ヶヶ国協議で拉致の問題を取り上げるだろうという期待値が高まっているわけですが、万が一、それが取り上げられなかった場合の落胆というか、失望感も大きいものがあるだろうと思ひます。

万が一、もし六ヶヶ国協議の場でそういう議題とならなければ、ぜひ、バイの話し合いで何とでもこの問題を取り上げて前向きに進めてもらいたいと思ひますけれども、もし取り上げられなかった場合には、当然、これは経済制裁も含めたいろいろな強硬的な立場をとらざるを得なくなるだろうと思ひます、これについての見通しを外務省、もう一回お聞かせいただけますか。

**齋木政府参考人** お答えいたします。

まず、二国間の直接の接触の機会を持つべく、我々としては努力いたします、そしてまた、そういった接触の機会を持つことになれば、当然我々としては拉致問題について我々として先方に対して提起したい案件がたくさんございますので、その点については明確に提起する、そういう所存でございます。

**平沢委員** 最後に、領土問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

日本は今尖閣あるいは北方領土等の領土問題を抱えているわけですが、そういう中で、国会議員十数名が日本郵政公社に対して、竹島の記念切手を出したいということと昨年の三月に申し込んだわけでございます、これにつきまして郵政公社は外務省といるかと相談したらいいんですけれども、なかなか返事が来なくて、つい最近返事が来まして、いずれにしても、いろいろ政府と相談した結果、政府というのは外務省のことですが、今の時点ではその記念切手を出すのはふさわしい（ない）ということと断られてしまったんです。

竹島の記念切手を出すのがなぜ好まないのか、これについて外務省の見解を教えてくださいませんか。

**齋木政府参考人** お答えいたします。

ちょっと経緯のある話でございますので、御説明申し上げます、この問題につきましては、去年の三月、日本郵政公社の生田総裁から、当時の外務大臣、川口大臣に対して書簡が参りまして、その中で、さき委員が御指摘になりました竹島等を題材とした写真つき切手を発行することの適否についてどう思うかということと、意見照会がございました。

その際、生田総裁からのお手紙の中には、郵政公社としては、竹島等の外交上問題となるおそれのあるものを題材とした写真つき切手を作成することは万国郵便条約上の規定に照らして差し控えるべきと考えている、そういう郵政公社としての見解が掲載されておたわけでございます。

これを受けまして外務省としては、当時の外交関係はいろいろと考えまして、慎重にも慎重な検討を加えた結果、日本が竹島切手の発行にもし踏み切れば、日韓の間あるいは万国郵便連合の場で、この切手の発行について日韓の間で非難の応酬をさらに続けていくことになかかねない、そういうことを招くのは非建設的だろうということで、望ましい対応とは言いづらいという判断をいたしましたので、竹島等を題材とした写真つき切手を発行することは差し控えるという郵政公社の結論は現時点では適当であるとという判断をして、大臣からそういう内容の文書を郵政公社あてに送ったところでございます。

**平沢委員** もっといろいろ聞きたいことがあるんですけど、時間がありませんので、最後に、では北方領土の記念切手を出した場合どうなるんですか、対馬の記念切手を出した場合はどうなるのか、これを教えてください。それからもう一つ、この前、鳥島根が竹島の日というのを制定しましたけれども、もし国が竹島の日というのを制定した場合にはどうなるのか、というのはなぜかという、北方領土の日というのがあるんですけどね。二月七日が北方領土の日で、国がつけているんですよ、それで、これは一生懸命運動をやっているんですよ、啓蒙活動をやっているんですよ。ですから、日本が竹島の日というのを国でつかなかった場合はどうなるのか、これをちょっと教えてください。ですから、二つ、まず、北方領土の切手を出した場合はどうなるのか、それから竹島の日というのを国が制定した場合にはどうなるのか、これをちょっと教えてください。 **小松政府参考人** 御質問の二点のうち北方領土の日についてはお答え申し上げます。先ほど同僚の政府参考人から答弁のごさいました郵政公社からの照会の文書でごさいましたけれども、その中に、竹島、尖閣諸島及び北方領土を図柄とする写真つき切手の発行について、現時点では適当ではないと考えるという照会がございまして、外務省といたしましては、さまざまな要素を総合して判断した結果、北方領土につきましては発行を差し控えるという日本郵政公社の結論は現時点において適当であると考えられるという回答をさせていただいております。 **齋木政府参考人** お答えいたします。竹島の日、竹島は当然、御案内のように、法的にも歴史的にも日本の固有の領土でございまして、我が国としての主張については全くの揺るぎもございせん。国として竹島の日というものを定めることの適否については、まだ政府としてその点についての結論を出すに至っておりません。 **平沢委員** 記念切手は両方だめだと、竹島もだめ、北方領土もだめと、それで、北方領土の日も両方あるわけですよ。しかし、歴史的、国際的に見て同じ日本の領土でありながら、何か竹島の日制定については何となく及び腰のような感じがしないでもありません。どうか同じ感じがしないでもありませんけれども、これを時間を見て御質問させていただきたいと思っております。時間が来たか終わります。ありがとうございました。 **赤松委員** 次、丸谷佳樹君。 **丸谷委員** 公明党の丸谷佳樹でございます。前回の委員会の最後で質問させていただいた件を、きょうは冒頭にもう一度伺いをさせていただきたいと思っております。本日は、日口関係について伺いをさせていただきたいと思うわけでございまして、在京ロシア大使館の次席公使がロシアの外交誌「国際生活」に寄稿いたしました論文、ロシア・日本、ゴールはまだ見えぬという論文の概要をございまして、私も拝読いたしました。これは日露修好百五十周年、また日露戦争終結百周年、第二次大戦終了六十周年に当たるということで、特に日口関係については大変大事な事であるというふうにして、六年の共同宣言、そして九三年の東京宣言及び二〇〇三年一月の日口行動計画を含む二か国間の諸文書について、現在置かれた日露関係の経緯について解決されなければならず、平和条約においては、択捉、大島、歯舞諸島の帰属の問題の解決を見出していかなければいけない等、確かな認識もこの論文の中には掲載されております。しかし、その一方で、今の日本の立場に多岐の点で冷戦時代の古いステレオタイプの痕跡が見られ、アジア太平洋における日本の重軍主義の侵略行為をやむやみに、過去の戦争における日本のドイツ・ファシストとの同盟のアンチ・ソ連的傾向を過小評価し、一九四一年の日ソ中立条約を破った侵略者がソ連であり、日本は罪もない被害者であるかのように解釈がちであるとの特徴があることを指摘すべきであるというような内容も掲載されております。こういった文書、これは在京ロシア大使館次席公使の考え方がここに書かれているわけでもございまして、あなたが対日路線は正義の戦いだだったとすると旧ソ連史観に逆戻りしたかのような感じの発言というものは、日口関係の友好促進に決して資するものではないというふうに私は考えている次第でございます。改めて政府の見解をお伺いするとともに、公的な立場にある外交官としての立場からこういった寄稿をするのはいかかるとかといったような外交的なメッセージというのはいくら送られているのかどうか、この点についてまず伺いをさせていただきます。 **町村国務大臣** ガルニツキ次席公使の論文、私も全部正確に読んでいただいておりますけれども、ある程度はよく目を通しました。今委員御指摘のとおり、ポイントをついた指摘もあります。日本とは事実認識が違うという部分もあります。特に、ヤルタ協定が日本にも拘束力を持つような主張が載っていたり、あるいは日ソ中立条約違反のソ連の対日参戦を正当化するような主張、これらについても受け入れられるものではない、こういうふうに思っております。これにつきましては、確かに今でも、日口間で立場が相違する問題で一方的な意見表明等々がある場合もありますので、折に触れてきちんとロシア政府に申し入れておりますが、今回もこういう話があったものですから、二十日の日に、我が方大使館の方から先方外務省に対して申し入れを行って、適切ではない部分があるという点については先方にきちんと指摘を行ったところであります。 **丸谷委員** 申し入れを行っていただいたということでもございまして、ロシア当局の方から何か返答といったものはあったんでしょうか。 **小松政府参考人** 大臣からたまたま御答弁がございましたように、大使館の日本担当の部長に申し入れをさせていただいておりますけれども、申し入れを踏まえて上司に伝えて、検討の上回答するという返事でございまして、その回答を踏まえて、私どもも適切に対応したいと思っております。 **丸谷委員** 局長、これは確認なんですけれども、その回答は現時点ではまだ来ていないということでしょうか。 **小松政府参考人** 先ほどの大臣の答弁にもございまして、ヤルタ協定の拘束力の問題でございまして、さきの大戦におけるソ連の行動に関する評価をございまして、これは、今でも僕も日本側から申し入れておりますけれども、そこは考え方がやはり違うわけでもございまして、その考え方の違うところについて改めて申し入れをいたしましたけれども、先方がわかたという返事をするという状況にはないわけでもございまして、この申し入れを踏まえて改めてまた回答をしたいという返事であったわけでもございまして、 **赤松委員** 長 政府委員に申し上げますが、質問者の趣旨は、回答が来ているのか来ていないのかということを知りたいと思っております。 **小松政府参考人** 申しわけございません。二十日の申し入れでございまして、その後の回答はございせん。 **丸谷委員** ありがとうございます。その回答を見ながら、今後また、大統領の訪日も控えているわけでもございまして、日口関係、友好の促進に向けて、どうか外務省の方もしっかりと対応をいただきたいと思いますというふうにも思います。この領土問題というものは、大統領の訪日についてもございまして、いろいろあるかというふうには思いますが、本日にいろいろの発言が出てきているという感じが実感でございまして、その一つに今回のこの公使の論文というものが、また最近、先月の三日でございまして、ロシア駐日大使は、タス通信との会見の中で、領土問題の解決の一つとして、共同統治というものが仮説的には可能であるといった見解を示したということもございまして、 **私自身も**、この領土問題の解決に向かつて、日本政府の方針はもろもろ十分承知しておりますけれども、この共同統治というものが仮説的にも可能であるのかどうか、考えてみた次第でございまして、共同統治そのものの自体のイメージがなかなかない、日本の国益に資するのがある、あるいは旧島民の利益になるのか、この点も考えたときに、理解に苦しむところがあるわけでもございまして、 **まず**、国際法局長にお伺いをいたします。この共同統治という概念を説明していただきたいと思います。 **林政府参考人** 国際法の概念として申し上げます。国際法上、国家は自国の領域に対しまして、本来排他的な、つまり他の干渉を許さず、排他的な主権を有するものとされておりまして、通常、二以上、共同の形で国家が同時に同一の領域に対して主権を行使するというものはないわけでもございまして、主権というのは排他的だということもございまして、 **他方**、特殊な歴史的な背景等の理由から、例外的に二以上の国家が合意により、条約でやることが普通でございまして、合意により同一地域及びその住民に対して共同して主権を行使する例というものが歴史的にはございまして、こういう統治のあり方を共同統治と呼びます。もしお差し支えなければ、もう少し詳しい先例を申し上げますけれども、よろしいでしょうか。近年の典型例として国際法の教科書などに取り上げられるのは、今バヌアツと独立しておりますニューヘブリデス諸島でございまして、これはイギリスとフランスの共同統治だということの例として挙げられております。内容は、一九〇六年の協定、一九四四年の改定議定書で改定されておりますけれども、要は、両国が同盟を共同で影響を行使する地域として共同して主権を行使することにしたということもございまして、中身的には、英仏がそれぞれ自国民、つまり英国民、フランス国民に対して、それぞれが管轄権を行使して施政を行うということ、それから第三国の国民は英仏がいずれかの施政を選択する。さらに、こういう場所ですので、現地のいわゆる現地住民の方がおられるわけですが、その現地住民に対しては、英仏の高等弁務官、ハイコミッショナーが共同で施政を行う。そういう仕組みを条約によってつくっております。それから、もう一つ例として、これは今キリバスと独立しております南の島を構成しておりますカントン島及びバンダペー島というところもございまして、これは米英の共同統治の例としてございまして、これは、もともと米英それぞれが利用しておられたわけでもございまして、一九三九年の米英間の合意によりまして、両島に対しての主権の問題を棚上げしまして、これを国際航空路の中継基地として共同使用することにしてあります。これの前身は、それぞれの領有権を奪ることなく両島を共同で管理する、ジョイントコントロールをいう。それぞれが任命する行政官が施政を行う。施政権の行使の権限については必要に応じて両国政府で協議する。こういったものが国際法の教科書などに挙げてあるものでございまして、 **丸谷委員** 今挙げていただきました二つの例としまして、結果的には、共同統治の後、独立をして一国をつづけているということになっております。北方領土というのはそもそも我が国の固有の領土であるということも考えたときに、今挙げていただいた、植民地であり将来的には独立をしていくという例は同じものではないかというふうに考えるわけでもございまして、 **一方で**、こういったロシア側からの提案、この六十年間、領土問題というは一向に前進を見なかったけれども、こういった仮説的であっても提案というものが出てくるということに関して、領土問題の糸口になるのではないかと見方もあるやに思いますが、この共同統治という概念自体、問題解決の糸口になるというふうには政府はごらんになるのかどうか、この点について伺いをさせていただきたいと思っております。 **小松政府参考人** 御指摘のございましたロシア大使の発言でも、これは報道で承知しているわけでもございまして、その報道の中で、ロシア大使自身、これは仮説的可能性として述べられるものでございまして、ロシア政府としての見解を述べたものではなく、ロシア大使の個人的見解を述べたものと私どもは理解しております。大使がそのようなものとしてプレスに示唆したと申しますか、言及したと申しますが、そのものにつきましては、その趣旨は不明でございまして、そういうものとして私どもは受け取るといってもございまして、いずれにいたしましても、我が国の固有の領土でございまして四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという政府の方針は不変でございまして、今後ともこの方針に基づいて真剣に交渉を進めていきたいと思いますと考えております。 **丸谷委員** G8の際にはロシアとロシアの両首脳会談が行われまして、プーチン大統領の訪日が十一月の二十日から二十二日というところが決定をされました。本当に、ことし初めの訪日がずっと延期になってきた分、ようやく日本に来ていただける日程が決まったというところは非常に大きな成果だというふうにも考えております。また、プーチン大統領自身記者会見の中で、平和条約締結というは最重要課題であるというふうにおっしゃっております。この大統領の意気込みにぜひ期待をしたいと思いますというふうにも感じておりますけれども、最近のいろいろのロシアの外交筋から出てくるメッセージとして、五六年の日ソ共同宣言が法的に有効であり二島の返還となるかというところの色澤(しきさく)が出てきておりまして、東京宣言というものは無視されるか、その発言というものは無視されるようにも思っております。日ごろ外交交渉に当たっている外務省として、こういったロシアの五六年の共同宣言が法的に有効であり二島の返還といった考え方というのは、今日でも変わっていないというふうにも感じていらっしゃるのかどうか、この点について伺いをいたします。 **小松政府参考人** 五六年の日ソ共同宣言でございまして、これは両国の議会で承認をされまして、国会の御承認もいただいて締結された条約でございますので、これが法的に有効であるということも当然のことでもございまして、それを日露時代になかなか明言をしないところでも、その義務を負ったことを言ったこと自体は、当然のことではございまして、それは肯定的な要素であると思っております。ただ、五六年の共同宣言に基づいて二島の引き渡しをもってこの領土問題の最終解決をするというロシア側の主張というものは、私どもとして受け入れられるものではございまして、その立場というものは最近に至るまでロシア政府は繰り返しておりますけれども、粘り強く交渉をしたいと思っております。 **丸谷委員** なかなか交渉し続けていただいているわけでもございまして、本当に領土問題というのは前進を見るのは難しいというふうにも実感しております。しかしながら、非常に外務省の外交官の方が頑張られたんだと最近思いました例が一つありますので、御紹介させていただきます。EUの議会の方で、極東におけるEU、中国、そして台湾との安全保障における決議というものの、北方領土返還をロシアに対して求める一文が入っております。これは、日本の領土である北方四島を、ソビエト連邦が第二次世界大戦後から支配しているこの北方領土に対して今はロシアが占拠をしている。この四島を日本に返還せよといったような内容の決議になっているわけでもございまして、この北方、こういったEU議会の中での四島の返還決議を促したというものは、EU各国からの四島回帰、領土問題というのを正しく理解していただいて、そして国際法に基づいてロシアに対して返還を求めている、こういった理解をEUにまで広めた外交努力というのは非常に高く評価されるべきであると思っております。EUのみならず、ぜひこういった国際社会に対する領土問題への理解と、また日本支援の輪というものを外交努力で広げていきたいと思いますというふうにも思う次第でございまして、どうかよろしく願います。 **町村国務大臣** 私ども、この北方領土問題というものが日口間のさまざまな活動、交流の円滑化の大きな妨げになっているんだ、そして歴史的にも北方領土が日本の領土であるというところは明白であるということもいろいろなき機会にPRにこねられていてございまして、その一つを全部今ここで申し上げるわけはございせんけれども、そういった活動の成果というものが例えば今回のロシア議会の決議というのにもあらわれているのかな、こう思っております。この議会の決議を見ると、北方領土の日本への返還、ザリタンという言葉が明確に使われていることは大変に立派な決議だ、この私どもも受けとめております。ただ、その後を見ますと、ちょっといかなるのか、独島、竹島問題について日本と韓国の間にもディスビューという議論がある、これはまあ事実なんですから、その後に、尖閣についても日本と中国で議論があるというふうにも、何かたぐいで書いてあるけれども、私ども、尖閣については全く議論がない、ご理解をしておりますので、完全に、正確に欧州議会の皆さん方がこの辺の事情をよく理解してあるのかどうかということについては若干の留保が中国で議論がございまして、 **丸谷委員** 北方領土問題については、はっきりと、ザリタン、返還という表現があることは、大変にありがたい御指摘をいただいた。このように私どもも受けとめております。 **丸谷委員** どうぞ、今後も外交努力を続けていきたいと思います。 **私ども**の決議というのを原で踏まえていただいていたわけでもございまして、大臣がおっしゃったように、北方四島に関しては百点の決議文になっておりますけれども、その後を見ると、日本の憲法改正等も含めて触れられたりしてありますし、大臣がおっしゃいますように、日本と台湾の間で所有権をめぐった論争があったというふうな記述が、四島に対する理解はしっかりとさせていただいておりますけれども、竹島あるいは尖閣に対するEUの理解が正確になるように、今後も外交努力を続けていきたいと思いますというふうにも考えておりますので、どうかよろしく願います。 **この太平洋パイプラインプロジェクト** サハリン1、サハリン2プロジェクトは本格的な日ロエネルギー協力というふうにも位置づけられておりまして、当然その目的というのは、我が国のエネルギーの安全保障、原油輸入の中東依存度を二〇〇三年の八・五%から六・八%へ引き下げたいといったことであるというふうにも考えておりますけれども、八日のプーチン大統領の御発言によりますと、パイプライン計画については実際には中国側の提供を優先したいというふうに読み取れるわけでもございまして、この点について伺いをさせていただきます。 **今後**、第一段階としましては、タイシエツトからスコボロジノに行き、そして最終的にはペレボズナヤ湾に向けたパイプラインをつくるということもございまして、第一段階としてはタイシエツトからスコボロジノということになっているわけでもございまして、大慶に向けた支線をつくるのかどうか、ちょっと不明なところもございまして、この第二段階は二〇〇八年に行きというふうにもなっておりまして、日本エネルギー安全保障に資する面としては第二段階を待たなければいけないということになっているというふうにも考えておりますが、この第二段階、スコボロジノからペレボズナヤ湾に向けての期限というものは明確にはされていないと思っております。この点についてぜひ御説明をいただきたいと思います。 **近藤政府参考人** お答えを申し上げます。今の御質問の件でございまして、太平洋パイプラインの建設に関しましては、ロシア政府がことしの四月二十六日に産業エネルギー相命令というものを発出しております。その産業エネルギー相命令の中では、具体的に太平洋パイプラインについて三点述べられております。 **まず**第一点としましては、タイシエツト、スコボロジノ、ペレボズナヤ湾というところを結ぶ石油パイプラインを建設するということが第一点でございまして、第二点は、第一段階として、タイシエツト スコボロジノまでのパイプラインをつくる。そしてペレボズナヤ湾に石油の積み出しターミナルを建設する。第三点としましては、第二段階としてはスコボロジノからペレボズナヤ間のパイプラインを建設する。こういうことが決められているわけでもございまして、 **中国**に向けたパイプライン建設については、その中で言及されておられません。実際にスコボロジノから中国に一部の石油を供給するという構想があることは私も承知をしておりますが、これは鉄道によるものになるか、パイプラインになるのかといったことも含めて検討中であるというふうにも私どもは認識をしております。 **丸谷委員** この東シベリアパイプラインにおいては、第一段階、第二段階と段階を区切っていくといったことに対する理由の説明というのはあったんでしょうか。 **近藤政府参考人** 第一段階、第二段階について、第一段階と第二段階というの、例えば、第一段階はいつまでというふうに書いてあるわけではなく、まず第一段階としてこうする。そして実際に物事が動き始めて、そしてその上で第二段階に行く、こういうことなんです。第一段階と第二段階がどういう時差があるのかという点については、こちらについては、実際にどういうタイミングでどう進めていこうかというのは、今後の議論を引き続きやっていく必要があると私どもも考えておるところでございまして、 **丸谷委員** そうしますと、実際に、新たに東シベリアの油田の開発というものが前提になっている部分もございまして、こういった開発に関して、あるいはパイプラインの建設に対して、日本は支出していくおつもりなのか、この点、伺います。 **近藤政府参考人** まず、東シベリアの開発につきましては、少し数字を先にお知らせさせていただきます。ロシア政府といたしましては、東シベリアの石油生産について、二〇二〇年ごろには、年間五千万トン、約百万バレル(バー)デー、八千万トン、大体百六十万バレル(バー)デーぐらいでございまして、そのぐらいになるという見通しを発表しております。 **少くとも**今そういう状況でございまして、西シベリアと東シベリアからの原油を合わせて太平洋パイプラインの建設に必要な通油量を確保して、このパイプラインを基礎として、東シベリアの開発をしようというふうな考え方だと理解をしております。 **中**、ロシアとの関係で申し上げますと、私どももさまざまなレベルでの実現に向けた議論を進めておるところでございまして、 **具体的**に申し上げますと、日口の専門家間での協議をやっております。パイプラインの建設資金の融資、それから東シベリアの油田の探鉱開発、それからパイプラインの建設のための詳細なフェージビリティ・スタディーという三分野におきまして、太平洋パイプラインを実現するためにどういった協力が可能かというふうにして議論を行っているところでございまして、 **丸谷委員** いずれにしても、十一月に大統領が訪日される際にも、こういったエネルギー安全保障の問題について議論がなされると思っています。早く、期限が明確になっていく中で、こういったエネルギーの安定的な供給が図られるように、ぜひ交渉の方もこの点頑張っていただきたいと思いますというふうに思っています。

近藤政府参考人 ありがとうございます。

私ども、シベリアの原油をロシアの太平洋岸まで輸送して行くことは、この太平洋バイパスのプロジェクトというのは、ロシアの極東、シベリア地域開発の促進につながります。また同時に、我が国を含むアジア太平洋のエネルギー供給源を多様化するということが、我が国にとって戦略的な意義を有するプロジェクトであると考えております。

そういう意味で、日ロ間でさまざまなレベルで、日ロ双方の利益にかんがうような形で太平洋バイパスの実現に向けて議論を着実に深めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

**丸谷委員** ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

**赤松委員長** 次に、武正公一君。

**武正委員** おはようございます。民主党の武正公一でございます。

まず、大臣にお伺いをいたしたいと思いますが、安保理改革に関するG4とアフリカ代表との外相会合等、ということでペーパーをいただいております、二十二日、本日まで、いわゆるG4案とAU決議案、これをまとめることを目指すこととしてというペーパーをいただいております。きょうがその最終的な期限といたしまして、G4及びAUの国文、代表部同士で話し合いを精力的にこの一週間やっているといるというふうに思いますが、基本的に、向かっている方向はAUの考え方もG4の考え方も同じである、私はこういう認識に立っております。

ただ、強いて言うところと二点違ひがありまして、一つは拒否権の表現の仕方という点で、アフリカの国々は、拒否権については、G4の案のように憲章改正十五年間を経てまた考えるというのではなくて、もっと端的に、現在のP5と同じように持つべきだという主張、それから、もう一つは、アフリカに配分されるべきである非常任理事国の数が、G4の案ではたしか四つ、それがアフリカは、五つのいわば地域といましようか、中央アフリカと東西南北、五つあるのだから五つの非常任理事国が必要であるということで、トータルが、G4の二十五ではなくて、彼らは二十六という点、その点が違っております。

これを大きな違いと見るのか小さな違いと見るのか、その点をめぐって今まさに議論が行われているところでありますが、その議論を踏まえた上で、来週月曜日、G4とAUの外相レベルの会議をやりまして、そこで最終的な詰めをいたしたい、それを受けて来週中には決議案の採択ということとを念頭に置きながらさらに努力をしてみたい、かように考えているところであります。

**武正委員** 今協議中ということ、見通しについては言明ができないうことだと思います。お手元で、これは北米第一課に作成いただきまして、理事会、委員長の御許しを得てお配りさせていただいております。資料、お目を通したいんですが、これは十三日の期日になっておりますが、最初の五枚が十四日の民主党の外務・防衛部門会議に配られた資料でございます。それから、右に手書きしてあります、六ページから十ページまでの五枚が十九日の部門会議で資料とした資料でございます。

これについて以下御質問させていただきます。まず、ページごとでございますけれども、「国連改革、今指摘をした安保理改革でございますが、ここで、首相とイスラエル外相の会談、上から三行目でございますが、首相が「日米同盟と国際協力の両立を実現する観点からも」ということを触れておられます。このとき、部門会議で外務省の方からも御説明を受けたんですが、イラク自衛隊派遣のときに、私も今もしっかりと鮮明に覚えておりますが、総理は、イラクへの自衛隊派遣は日米同盟と国際協力の両立、こういった観点なんだ、こういったことを盛んに、当時の川口外務大臣もあわせて主張されました。

外務省の方の御説明では、こういった表現というのはそれ以来という御説明をいただいたんですけれども、今回のこの安保理改革についての、なぜ必要なのかという日本の立場、こういった認識でよろしいのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。 **町村務大** 日米同盟と国際協力の、これは小泉総理の発言をまずともなく、それ以前から日本政府が日本の外交の基本を説明する際に使ってきた表現であることは私は理解をいたしております。それをより具体的に説明する際に、例えば所信表明で述べたり、あるいはイラクの問題について説明の際に述べたり、いろいろな機会にこうしたことは述べられておると思っております。

先般の、十二日でしたか、ライス國務長官の総理表敬の会談の中でもそうしたことを述べ、国連改革、まさに国際協力のものだ、こう思いますが、それをやはり日米共同でなすという大切なことではないかという表現をとり、米国の協力を求めたという文脈だったと理解をいたしております。

**武正委員** 今回、資料を二種類提出されたんですが、提出時期が異なるともに、文書の変更があったんですから、お手元に二種類同じ表題の文書を出さしていただいております。どかが違うのかというのを御確認させていただいたんですが、二ページ目、これはライス長官と小泉首相のやりとりでありまして、(八)というところですね、ライス長官の発言ということになるわけでありまして、六行目から読みます、「日本は協議したい過程、特に小泉総理及び町村大臣等の関係と、協議を進めるとする地元の負担軽減と抑止力の維持・強化の二つの点が重要であることはよく認識している。このアンダーラインは、私の方で引かせていただきました。それに対して、小泉総理が、これは(二)に「なす」とありますが、同じアンダーラインを引いてありますが、「これに対し、小泉総理より、沖縄を始めとする地元の負担軽減と抑止力の維持・強化は引き続き日本にとって非常に重要である。米国の協議を引き続き精力的に進めていくように自分自身と努力したい」と述べた。」

こういう文書を、七月十四日の民主党の外務・安全保障の部門会議に外務省が提出され、北米第一課に説明をいただいたわけでございます。そのとき、部門会議で、民主党の議員から、沖縄の負担軽減と抑止力の維持というのは聞いたことがあるけれども、いつから強化ということとを政府として明確に打ち出したのか、こういう質問が相次ぎまして、改めてペーパーが出されたのが六ページ以降になるわけでございます。

どう変わった文書が七月十九日の部門会議に出されたかというものは七ページでございます、同じところを読ませていただきますと、アンダーラインを引いてあります。ライス長官の発言は「抑止力の維持・強化」が「抑止力の維持」に変わった。一方、小泉総理の答えは「維持・強化」が「維持・確保」に変わっております。

このような外務省の文書が変更されるというものは、裏面に余り聞かずに済んで、やはり、これは維持・強化、強化ということとをライス國務長官が発言をし、そしてそれに対して小泉総理がこたえたというふうになるわけでありまして、なぜかというふうになるわけでも、なぜかという文書が変更になったのか、その経緯、そして実際のところは抑止力の強化ということとをライス長官も小泉首相も言明をしたのではないかと、このように考えるんですが、以上二点、お答えをいただけますでしょうか。

**町村務大** 私、小泉総理とライス長官の会談の席に同席しておりましたが、維持・強化という言葉が維持・確保と言ったか、一言一句正確に私も全部記憶しているわけではございません。抑止力というものは沖縄を初めとする地元の負担軽減ということ、すつと2プラス2以来言いつづけているところでございますが、その一言一言について、重要なポイントでございますが、念のためこれは議事録をも一度確認してみなければいけないと思っております。

その資料の違いがなぜ起きたかというものは、私もちょっとよくそれはわからないんですけれども、事務方は事務的なミスである、こう言っておりますから、そういうことなんだろうと思っております。別に何か意図して、これを強化と言ったものを維持に置きかえたり確保と置きかえたりしているということではないと私は思っております。

**武正委員** いよいよ重要なポイントと外務大臣もお認めでございますが、御案内のように、沖縄を初めとする地元の負担軽減を、特に今回の米軍再編ではさまざまな基地を持つ自治体は期待をしてくるわけでありまして、当然、米軍の専用施設面積の七五％を有する沖縄の期待は大変大きいことにも外務大臣、承認であるから、重要なポイントと言われたらいいんですが、その重要なポイントについて正確に記憶していない、ましてアメリカの國務長官と首相との会談、こうしたことを外務大臣ともある方が触れるというのは、大変私に解せないわけでありまして、また、議事録の違いを精査、これはこのところさうと部門会議でもやりとりしている案件であります。きょうもこの点を質問で取り上げるといふ質問通告でお伝えをしているわけですので、今から精査しますので私は納得がいかないわけでありまして、これは今即座にこの議事録の違いを精査していただかないと質問ができない、このように考えますが、委員長、お取り計らいをお願いします。

**赤松委員長** 速記をとめてください。

(速記中止)

**赤松委員長** 速記を起してください。

ただし武正委員からの申し出につきましては、後日、理事会で協議をいたしますが、外務大臣等答弁者におかれましては、できるだけ誠意を持ってまたお答えもいただきますように希望いたします。 **町村務大** ありがとうございます。もう一度、私、改めて、速記が多分残っていますか、どういう表現であったかということを確認して、理事会の方にきちんと御報告を申し上げます。

**武正委員** そこで、外務大臣は言ったか言わなかったか正確に記憶していない、それから改めて速記録を見ていただいたらいい話でございますが、例えば、この抑止力の強化という点、こういったやりとりというのは、これまで米国の日本との協議であったんではないかと、これについては、外務大臣もこれまで多方面で、國務長官を初め、あるいは外務省もさまざまな協議をしておりますが、抑止力の強化という点については米軍からあったのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

**町村務大** 強化という言葉が一切使われなかったか、ちゃんと私も正確にそれをすべて記憶しているわけではございませんが、2プラス2の共同文書でも述べられているように、抑止力というのは引き続きその東アジア地域等々の環境の中で必要である、だから私が維持なのか維持・強化なのかというお尋ねですが、そこはちょっと厳密にもう一度議事録、過去の議事録も含めて調べてみたいと思っております。

要は、言いたかったことは、確かに基地の負担軽減というものは実現しなければいけない、しかし、同時に、現下の安全保障環境を見たときに、抑止力というものはやはり考えなければならぬ要素であるということ、その二つの両立はなかなか難しいんだけれども、それを今実現している限り、今回の日米再編協議の過程でなければいけない、しかし、ただ、維持であるのか維持・強化であるのかという点について、その強化の意味するところが一体どういうことか、その強化の議論もどうあんなか必要だと思っております。

しかし、今、私の記憶にある限りで、抑止力を何か強化するために何か新しい対応をするということ、これは確か今回の再編そのものが米軍のいわば能力というのについてかなり重視しながら全体の再編を進めていくという議論が、これはかねてよりありまして、何も日本との関係のみならず、世界中の米軍再編の中で能力重視ということも言われておりました。

したがって、能力という場合には、いわば軍人の数という側面もあるでしょう、また装備と人とをさらに超えた新しい戦略的な発想であるとか戦略的な展開であるとか、そういう面もあるだろうと思っております。したがって、維持という、何というかイメージとしては横ばいみたいなもので、強化というのは当然能力が非常に向上するという意味があるだろうと思っております。ですから、今回の再編が単純に横ばいという意味の維持なのか、局面によっては、人数は減るけれども、例えば装備が非常に強化された結果、あるいは近代化された結果その能力が全体としては向上するというケースだってそれはあるだろうと思っております。

その辺を今議論している中でありまして、今後そうしたものをトータルして取り上げてこの再編議論の答えを出していって、地元の御理解も得ながらそれを実施していただくこととありまして、今この場で、維持というのはいくつかの意味であり、強化というのはいくつかの意味であるということとを明確に定義することは、現状ではまだ難しいということとを率直に申し上げなければならぬと思っております。

**武正委員** 強化というケースもあるということだと今理解をいたしました。さて、ここで維持・確保と維持も強化と変更つけられないと外務大臣はおっしゃいましたが、ここに確保という言葉が出てきたんですが、これは、外務省が維持・強化を直されて、首相の言葉ですらね、ライス國務長官に対しての首相の言葉、直されたのは、強化を言いた、ライス長官は維持と言ったと変更されているわけですから、その意味は、今改めて先先生かどうこの資料を拜見しながら、維持と確保はほとんど日本語的には同義ではないかと私は今そう受けとめております。

**武正委員** 私からいただいたんじゃなくて、外務省がつられた文書でございます。ですから、ぜひそれは外務大臣にお聞きしたかったわけですね、御省がつられた文書でございます。ですから、ここで維持・強化が確保になった、いや、維持も確保も同義だと外務大臣がお認めになれるのかと二つ並ぶのも変です。大変奇怪でございます。

**町村務大** これも、一言一言すべて正確に私も記憶しているわけではございませんが、ただ、総理が維持・確保と、そういう表現をされたのであれば、それはまさにそこに書いてあるとおりなんだろう、こう思いますが、この点も、先ほど申し上げました、改めて報告をするという中で、総理がどういふ言葉を使われたか、そのことについてはきちんと御報告をさせていただきます。 **武正委員** こうした会談内容についてはやはり今のように速記録を起していただいたに国会に報告をいたした、外務大臣、大変ありがたいお言葉をいただきました。これまでの外務委員会のやりとりでは、会談内容の詳細については差し控えたい、こういった答弁が多い外務大臣でございますが、ぜひ、国会に対しての説明責任を、諸外国、特に首脳級の会談内容については明らかにさせていただきたいと思っております。

この外務部門会議で、外務省の方、この維持・強化についてやりとりをされているとき、こんなことを言われたんですね、先ほどの、強化についてはそういうケースもあると外務大臣いみじもおっしゃいましたが、決して強化しない立場ではない、びた一文も抑止力を強化しないということではない、こういうような表現を外務省の方もされておまして、今の外務大臣の、そういうケースもあるというところは符合するわけですが、先ほどの装備や、人員より装備だけのお話でいうと、これは技術革命といふことで、軍事力の技術革命といふことで、この強化はあり得ると、先ほどの、そういうケースもあるよと、そして、今の外務省の方のそうした発言といったことが、果たしてこれは「沖縄を始めとする地元の負担軽減、特に沖縄の方にこうした説明を外務大臣として、これは首相を初め外務大臣も、とにかく沖縄の負担軽減、負担軽減と日米間の交渉で言っておられるはずなんです、その沖縄の方に、いや今回の米軍再編では能力向上もある、ですから抑止力の強化ということが沖縄にもあるんだということをおっしゃいます、先ほどはそういうケースもあるとお認めになりましたが、特にこれは沖縄を初めとする地元の負担軽減というふうにも明文化されているんです、沖縄の方にそういうことを外務大臣として発言できますか、お答えをいただきたいと思っております。抑止力の強化であるということですね。

**町村務大** 今まさに大詰めの協議を米側とやっている中でございまして、この段階で余り仮定のことを述べるのもまたいたしません、混乱を呼ぶことになるだろう、という説明責任で、より具体的な再編の姿が日米間でまず一たん合意できることになると思っております。そう遠くないうちに、当然、それをもって地元の御説明をするというふうになるわけでございますので、その段階で、必要な、そうした能力の問題等も含めて、できる限りの説明責任を果たしていなければならない、これは、これも累次申し上げたいとおとてさせていただきます。

**武正委員** 私は別に個別基地の話は今しているわけではなくて、日本の、アメリカ國務長官、そして首脳会談でこうしたことが出てきて、しかも今外務大臣は能力向上によって抑止力の強化、そういうケースもあるとお認めになられたから、私は率直に、沖縄の方にそういったことが言えるんですかという御質問をさせていただきます。

それで、ちょっと質問を変えますが、昨日、沖縄県の金武町の町長さんや議長さんと、外務大臣は、沖縄県議会の方々ともお会いになったようですが、お手元の資料のうち一番最後のページにあるように、キャンプ・ハンセンの米陸軍複合射撃訓練場、都市型訓練施設ともありますが、こちらの十二日から始まった実弾射撃訓練、これを即時やめさせて、しかもその閉鎖、こうした要望、要請があるわけですか、まず、それについて外務大臣は、いや、これはやはり日米安全保障あるいは日米地位協定上、今「訓練をやめさせたい」ということはできないんだ、このようにお答えになられたと、きょうも各紙報道しておりますが、この点について、どのように外務大臣としてお答えになられたのか、お答えをいただきたいと思っております。

**町村務大** 昨日、外務大臣におきまして、沖縄県議会の、五名であつたでしょうか、各党派の代表の方々、それから金武町町長さんあるいは金武町議会の方、さらには伊佐地区の区長さんをお呼びいただきました。そこでお話伺い、また私どもからの考え方を申し上げたわけでございます。

まず、十九日の大規模な県民集会所が開催されたというところにつき、私ども、報道等を通じ、あるいは我が方大使も沖縄におりますので、そうした報告などを通じて開かれたことは承知を、そのことは地元の皆さん方の懸念のあらわれ、強い懸念のあらわれであるということ、そのように受けとめていたところと申し上げました。また、訓練中止という端的なお話もあつたところでございます。

これに対して、私どもの方からは、陸軍の複合射撃訓練場については安全環境等に配慮しない内容についてという認識を述べた上で、しかし懸念があるというところは私どももよく承知をしておりますから、そうしたことを踏まえて、これは昨年来から地元の知事さん等と話をし、キャンプ・ハンセン内のレンジ16の奥に日本政府の予算で代替施設を建設し、レンジ4で予定されていた訓練を移転させるということとをこの四月に公表したわけでございます。これは地元の皆さんの御懸念への政府として受けとめた対応であるというふうに御理解を願いたいということとを申し上げました。

また同時に、御懸念があることは承知をしておりますけれども、移設が完了するまでの間、日米安保条約目的の達成のために米軍がレンジ4で必要不可欠な訓練を実施する必要があるということは認識をされているということ、その趣旨を皆様方に申し上げたところでございます。

いずれにしても、さき申し上げたレンジ16の奥の方に移設をする、あるいは安全面への最大の配慮をするということをお話をしておりまして、合意を見たところもあるわけでございますので、今後とも地元の皆さん方のお考え等には最大限の配慮を払ってまいります。こういう気持ちでいるわけでありまして、

**武正委員** 今の日米安保上というお話をしているわけでありまして、地元では、住宅から三百メートル、高速から二百メートルのところである実弾射撃訓練が行われる、今安全に配慮しと言いつつも住宅から三百メートルのところである実弾射撃訓練が行われて、これで一体どうやって安全に配慮するの、こうした申し出に対して、壁の内側にカーを張りますよという米軍の答えが返ってきているというわけでありまして、とてもこんなことを容認できるわけがないということ、知事を始め一人一人の方が集会をされているわけでありまして、今、いつまでもということがありまして、もうちょっと時間も来ておりますので、いつできるんですか、レンジ16は、これは最後に回答をいただきたいのと、やはり今回の実弾射撃訓練と、これはもとと計画したものが、グランド住宅が近づくからだめだということと断念をしてこちらに来ていたということもあつた、先ほど外務大臣が言われたように、抑止力の強化がこういったところでも見られるのではないかと大変懸念を覚えるわけでありまして、

民主党昨日、前防衛庁長官、N長官の名前で即時中止を求めた文書を出さしていただいておりますが、いつできるのか、多分これは数年かかるというところが出ておるが、数年間も待てるはずがないということを重ねて申し上げ、最後に回答をいただきたいと思っております。

**町村務大** 訓練をするということ、まさにその部隊の能力の維持という点にも必要であつて、これをやるから直ちに何か、能力という点、抑止力が強化されるという点とイコールであるという御指摘は当たらない、私どもはこう思っております。いつかということですが、これは所要の環境アセスメントというふうな手続もやはり法令にのっとってやらなければいけない、また、現地は、レンジ4と比べて相当量になりますから、いろいろな工事期間がかかるということ、今、いつ完了ということとを申し上げる状況にはないわけでございます。

しかし、私どもとしては、一列も早くこれを完成させる必要があるという基本的な考え方に基づいて、例えば環境アセスメントなどのやり方に工夫ができる余地があるのかないのか、この辺は興行の御協力もいただかなければならない点もあろうかと思っております。また、施設の場所についても、一部にはレンジ16の当初予定していた場所とまた違う方が、いいのではないかといいようなお話もあるやに聞いておまして、また必ずしもかちかちとしたプログラムが固まっている段階でもないだろう、こう思っております。いずれにいたしましても、時間をかけてゆっくりやる性格のものでございまして、可能な限り期間を短縮して早期に移設を実現するというところで、最大限の努力をしてみたいと考えております。





最後、この問題、次の臨時国会もあるかどうかわかりませんが、引き続き私はテーマにしたいということを上記、大臣、御感想を一言求めます。

**町村務務大臣** 選挙まで影響するということは私は思いが足りませんでしたので、大変に鋭い御指摘だと思って、感心をして聞いておりましたが、税と手数料、わかっていけるので、確かに委員御指摘のとおり、いろいろな手数料的税も確かにあると思いますし、税金の手数料も、両方あるんだらうなと思います。

では、どこがどれだけうまく整理できているかという、確かに委員御指摘のような問題もあるということは今御議論を開きながら痛感していたところでございますが、商社さんとおばあちゃん、これは税ならばその問題が解決できるかという、また必ずしもそうでなくてもいい問題もあるんだらう、こう思いますので、よく考えさせていただきたい、ちょっといいけんえんえん答ですが、本当によく考えさせていただきたいと思います。

**古本委員** 最後に、きょう、大変無理を言って経済産業省にも来ていただいております。

大臣、グッドニュースもあるんですね、新聞報道で見ましたが、この電子旅券の、まさに日本のハイテクの技術、これは問題は、静脈の、あの例のATMの認証もそうですけれども、やれ手あかがついていてリーダーが読まないとか、いろいろな問題がある中で、我が国のまさに産業技術のためのものである相互の互換性、各国の電子旅券を何せ成田で読み取らなきゃいけないわけです、あるいはニューヨークで読まなきゃいけない、そのためのそのハードなソフトなりが大変すくれて評価されているということも聞きました。

この点については、少し議論の検討状況、今後の展望について、ごくごく短(お願いをしたい、その後にちょっと大臣に聞きたいことがあるものですから、お願いいたします)。

**桜井政府参考人** お答えいたします。

先生御指摘のとおり、電子旅券の円滑な普及のためには、各国の電子旅券の相互読み取りを確実にすることが不可欠なわけでございます。

このため、本年五月に、ICAOの国際民間航空機関の作業部会におきまして、相互運用性確保するセンターの必要性について合意がなされております。それに先立つことしの三月に、経済産業省と外務省と連携いたしまして、二十三国圏の参加を得て、お互い、IC旅券、それから読み取り機の互換性、国際民間航空運用を確保する、そういったテストを行っております。

したがいまして、そういった実績に基づきまして、我が国としてこの相互互換性の検証を行うセンターを設立する用意があるという提案もしているところでございまして、現在、この具体的なセンターの運営方針の詳細な検討を行う等の準備を進めているところでございます。

したがいまして、私ども、こういった我が国のICカードに関する技術と知見を生かした取り組みを通じまして、今後とも外務省と連携して、相互運用性の確保、あるいは電子旅券に関する技術の確立に向けて積極的に貢献してまいりたいというふうに考えております。

**古本委員** 昨日、ロンドンで日本時間の夜中にまた残念なテロがあったとの報道がありました。事実関係、まだ掌握しておりませんが、この技術は、まさにこれは時代の趨勢であり、まさにこれは要求だと思えます。

したがって、今後、町村大臣、今外務省と連携してどういこうを経営の方からもありましたが、ぜひ日本の技術が世界標準になるように、また、その世界標準になった暁には、そのことが資源のない我が国にとっては大きな外交カードになると私は思うんです。高く売ってほしいと思えます。そのことに関して御決意なり御感想をお聞かせ願いたいと思います。

**町村務務大臣** この五月に、ICAOに対してそういったセンターの設立が必要ではないかということを指摘し、答弁にあったような詳細な提案を行う準備を進めているということであります。

委員御指摘のように、まさにこういう分野は、日本がある意味では伝統的というか、得意にしている分野だろうと思われれますので、ぜひ経産省初め関係省庁と連携をしながら、こうした国際的な動き、広い意味のテロ対策ということもあるわけでございしますので、日本の国益にマッチしたものでして、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

**古本委員** ありがとうございます。終わります。

**赤松委員** 長 次、赤嶺政賢君。

**赤嶺委員** 日本共産党の赤嶺政賢でございます。

アメリカの陸軍の都市型戦闘訓練施設での実弾射撃に抗議する県民集会在、七月十九日に金武町で開われました。

基地問題で超党派にも県民集会在が開かれたのは、一九九五年の米兵による少女暴行事件、これに抗議をして宜野湾市で開かれた一〇・二県民大会以来であります。

それ、十年が経っておりますが、今回の場合は、集会的開催が決まったのは先週の十五日です。わずか四日間準備にもかかわらず、当初の予想を大きく上回る一万人の県民が参加をいたしました。

一年余にわたって問うてきた伊佐区の地原区長は、県民が自分の問題として共有してくれたことが本当にうれしい、このように語っております。伊佐区民だけでなく、県民共連の願いとして、都市型戦闘訓練施設の即時閉鎖、撤去、そして伊佐地域の基地の全面撤去、これらの意思が示された意味は本当に大きなことがあります。

外務大臣は、県民集会在で示された県民の総意、これをどのように受けとめますか。

**町村務務大臣** 先ほど御質問がありました。

その集会的結果というものを、昨日、県議員の皆さん方あるいは金武町の町長さんあるいは区長さん、また国会の先生方も同行しおられまして、そういう方々から、地元における御懸念があるということについてお話があり、また、即時閉鎖、今委員が言われたような決議が採択されたという御報告もいただいたところでございまして、この問題について県民の皆さん方が大変心配をしておられるということのあらわれである。こういふふうに受けとめております。

**赤嶺委員** この集会在で、政府が説明してきたことに対する猛反発が出ておりました。それは決議文の中にありますけれども、「日米両政府が唱える安全対策を信用する者は誰一人としていない」、これは決議文の中にある文言であります。

米軍の言い分を、米軍が安全だと言った。そしてそれをオウム返しにして皆さんは安全を強調する、こういう政府の姿勢を、集会在では指摘をされました。集会在参加者も声をそろえて、弱腰外交を見直せ、こういうこと繰り返し言われました。まさにこの集会的は、知事や先頭陣、日本政府の弱腰外交、これに対する抗議の集会在になってはいたわけですが、政府は、なぜ県民の立場に立って訓練施設の撤去を要求しないんですか。

**町村務務大臣** 昨年来から、私ども、そういうお話を地元の方の皆さん方からも聞いておりました。そういう意味で、昨年来から、知事あるいは県当局とも相談し、アメリカ側とも相談し、既に建設論上で、ほぼ完成が近かったわけでありますけれども、それはそれとして、県民の皆さんの懸念にたえようというところで、私は多分前例がないことだと思いますけれども、米側とも話をして、そしてキャンプ・ハンセン内のレンジ16の奥に日本政府の予算で代替施設を建設する。そこでレンジ4で予定されていた訓練を移転させることにするということまで対策をとったわけでございまして、県民の皆さん方の懸念というものを受けとめてそういう対策をとったんだという点については、私ども、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

**赤嶺委員** 県民の要望というのは、代替施設の建設じゃないですよ。暫定使用の中止ですよ。レンジ4の撤去ですよ。県民大会の決議の中に、今外務大臣がおっしゃったようなことはどこにも書いてありませんよ、県民の意思の意圖的な読み違いなのか、やはり耳をかしていなくていいくらい強く指摘せざるを得ないと思えますよ。

女性の代表が県民集会在で意見発表に立ったんです。伊波さんとおっしゃいますが、こうおっしゃっているんです。

皆さんもそれなりに忘れてくることのできるいい日があると思えます。二〇〇五年七月十二日、私に比べてその一つにたつた。都市型戦闘訓練施設での実弾訓練が強化されるんです。その時の怒り悲しみは言葉ではとても言い尽くすことができます。

どこの国で住宅地から三メートルの近距離で実弾訓練が行われているのでしょうか、本格的に訓練が開始されると私たちはどこに生活の場を求めればよいのでしょうか、もうこれ以上は我慢できません、国の安全のために私たちは私たちの小さな集落は安全に生活することすらできないのでしょうか、その権利を奪っていいのでしょうか。

伊佐区の痛みは「基地の島、沖縄の痛みです、県民の皆さま、力を貸してください、小泉純一郎総理大臣、危険な訓練は即、中止してください。

これが県民の声ですよ。あなた方がやった代替施設云々というのは、県民は視野に入っていないんです、暫定使用の中止なんです。

大臣、日本政府は、一度でいいですから、アメリカに対してレンジ4の都市型訓練施設の撤去、これを申し入れたことがありますか。

**河相政府参考人** お答え申し上げます。

本件陸軍複合射撃訓練場につきまして、従来から御説明しているとおり、政府としては、安全、環境等に配慮した内容になっているというのが基本的考え方でございます。

その基本的根拠としては、今まで随時時の委員会でも御説明してきたとおり、いろいろな措置が施されているということでございますし、具体的に申せば、射撃方向が住宅地域とは全く違う方向にされている。それから、必要に応じて高密度ゴムを張って跳弾等の起こることを防ぐ等々の措置をとっているという認識でございます。

**赤嶺委員** 何か、私、一度でいいから撤去を申し入れたことがありますかということを申し上げたんです。

大臣、どうですか、米軍に対して一度でいいから撤去を申し入れたことはありますか。

**河相政府参考人** お答えいたします。

先ほど申し上げたように、政府としては、本件複合射撃訓練場については、安全、環境に配慮した内容となっているということが基本的考え方でございますし、我が方としては、先ほど大臣からも御説明したように、その中でも県民、地元の方々の御懸念というものを配慮して代替施設をつくるということ、ただ、同時に、代替施設が完成するまでの間、米軍の練度維持の必要性というところで、限られた必要最小限の使用はやむを得ないというのが基本的考え方でございます。

**古本委員** 政府までアメリカと一緒になって都市型訓練施設をつくるというんです。

県、県民集会在が報道されている新聞を持ってきました。ここに知事が写っております。声、よく見てください、ごぶしを振り上げて、シュプレヒコールで呼応しております。シュプレヒコールは、戦闘訓練施設の撤去ですよ。そして弱腰外交を改めよです。あなた方日本政府は、沖縄県知事を先頭にたそういう県民集会对して、その声に大いさ耳をかきそうとしているんです。弱腰外交、本当に何度言っても言い足りないらしいの、そういうアメリカ言いの対米従属外交であると思えます。

私、福知知事のその日の言葉をちょっと紹介したいと思います。

私は、これは福知知事のことです。昨年十月に監視塔から建設現場一帯を視察し、きょう、きょうという日は県民集会の日です。本軍複合射撃訓練場を見て、改めてその危険性を認識するとともに、施設の一時使用にも反対の思いをさらに強くした。地元の方が訴えられた、私たちはイデオロギーではなく、子供供のために、命というところは非常に大事なんだ、それを持っていくために全力を尽くすんだ。訓練中止への本当の闘いはこれからあることを肝に銘じ、私たちもその方策をさらに採り、皆さんとともに力強く取り組んでい(決意を表明する。このように知事は言っています。

知事は、訓練施設の撤去は、日本政府がいようと、この闘いはこれからなんだと知事が先頭に立って呼びかけたんです。そういう訴えにも耳をかきなけれど、あなた方外務省はどこの国の外務省か、外務大臣はどこの国の外務大臣か、そういうことを厳しく指摘せざるを得ません。

次に、残った時間で、外務大臣の少女わいせつ事件被害者に対する発言を取り上げます。

七月の十三日の外務委員会中、米兵によってレイプされた被害女性に対する町村務務大臣の発言に厳しい批判が沖縄で起きています。町村務務大臣は、被害者の方に対して言ったものではない、政策論だと釈明しています。しかし、私は議事録を改めて読んでみました。町村務務大臣の発言が被害者に対して行われていたことは確かでしょう。

このような発言をしたことは不適切であったとして発言を取り消し、そして外務大臣の発言によって深く傷ついた被害女性に対して謝罪すべきだと思いますが、いかがですか。

**町村務務大臣** 私は、この議論が行われた冒頭に申し上げましたけれども、被害を受けた方、いかにつらい思いがなされたか、また今でもその気持ちが続いているということについてはしっかりと受けとめるといことをまず冒頭申し上げておりますし、また、この種の犯罪防止のために一層の取り組みがなされなければならないということも申し上げているとおりでございます。

ただ、その後の発言が被害者の方のお気持ちを大変損なう。不快感を持たれたとしたならば、それは大変申しわけない、その点については、被害者の方に、私も、不快感を持たれたわけでございますから、おわび申し上げますということは、その後の七月十五日の東門訓練に対する答弁でも既に申し上げたとおりでございます。

**赤嶺委員** 外務大臣に私たちが指摘をしているのは、軍隊が平和を守る、あるいは、軍隊は人殺しを仕事としている、訓練している、そういう考え方は一面的だ、このように被害者に対しておっしゃった。そのことについて明確に、それは、そう言うべきではなかったと謝罪する、撤回するということですね。

**町村務務大臣** 被害を受けた方に対するお気持ち、不快感を持たれたお気持ちに対して、私は、おわびは申し上げるということは申し上げました。

ただ、それは別に、軍隊の性格といえるでしょうが、役割といえるでしょうが、それについては政策論として、人を殺すのが職業云々、ちょっと正確な表現は今どこにありますけれども、そういう方はいかがなものであろうかというところで、これは何も被害者の御本人にそういう考えを持って、それと言ったわけではなくて、軍隊というものについての考え方としては、そういう面もあるかも知れぬけれども、他の、平和を維持するという面もあるんだということを申し上げたわけであらうかという、別に被害者御本人にそうした考えを持って、くれと強要したり強いらすつもりはございません。

いずれにしても、十五日の答弁で私は申し上げましたけれども、不快感を持たれたということであるわけですから、その点については率直におわびを申し上げるということを、前回、国会答弁で申し上げたわけでありませ。

**赤嶺委員** あなたは一般的に政策論を展開しているんじゃないんですよ、被害女性の発言に呼応してあの発言をしたんです。これは議事録を見ても明らかです。例えば、参議院の議論でございます。「また同時に、」とお手紙の中に、「そのお手紙というのは被害女性ですよ、」米兵の仕事は人殺しの術を学ぶことである、そのために訓練しているという(だりがあったものですか、)ということでああなたは焼けているんですよ、手紙に対するあなたの反論じゃないんですか、外務委員会で一般的に政策論をしたということは違いますよ、この点、どうなんですか。

**町村務務大臣** その方に対してそういう考えを持っていうつもりで申し上げたわけではないということ、今申し上げたとおりであります。

**赤嶺委員** 外務大臣は、今の問題も引き続き追及いたしますけれども、マスコミも誘導的だった、このようにおっしゃいました。委員会が開かれたのは七月の十三日ですよ、十三日の夕刊には町村発言は載っておりません。七月十四日の朝刊から載り出しました。この朝刊には、あなたの発言全体が載っているんですよ、議会でその答弁が、省略したところは一つもないですよ、全体が、町村務務大臣が被害女性に対する答弁、思い、これも含めて軍隊論を載せているんです。

どこかマスコミに誘導したところがあるんですか、具体的に指摘できますか。指摘してみてください。

**赤松委員** 長 質疑時間を超えていますので、答弁は簡明に願います。

**町村務務大臣** 今私は一々の新聞の記事を持っておりませんので、この場でお答えすることはできません。

**赤嶺委員** 具体的に指摘もできないのに、根拠もなく、誘導したとか、そういう県民の、被害者の気持ちを無視したような発言は、これも外務大臣としてはふさわしくないということを強く申し上げて、質問を終わります。

**赤松委員** 長 次、東門美津子君。

**東門委員** 社会民主党の東門です。

私もやはり、引き続き、わいせつ事件に関する大臣の発言について、二、三お尋ねして、次へ進みたいと思います。

町村務務大臣は、七月三日の本委員会での米兵による強姦の被害者である女性の手紙について「米軍あるいは日本の自衛隊があるからこそ、日本の平和と安全が保たれているんだ、その側面をすっぽりと抜け落ちて、その部分には一切触れず、ただある一面だけをらえて物事を決めることというのは、私は、やはりバランスのとれた考え方だとは思われません。」と話しをされました。

大臣はそれを被害者である女性を批判したのではないとおっしゃいますが、今赤嶺委員からもありました、何度読み返してみても、私には、大臣の御発言は被害者の女性に向けられたものであるとしか思えません。

一昨日、沖縄から社民党の女性議員団が上京して、米兵による性被害者(苦む女性)の傷口を塗るかどうかという町村務務大臣の発言、撤回と謝罪を求めて外務省を訪れました。

その手紙を書いた女性の伝言も携えての抗議、要請ですとの、大臣は、そのとき応じた北米局長から報告を受けておられると思いますが、何かコメントがあるものでしたらお伺いしたいと思います。報告を受けて、コメントがあればということです。

**町村務務大臣** この件につきましては、今赤嶺委員にもお答えを申し上げたわけでありますが、十五日ですかの当委員会における東門訓練に対するお答えに申し上げましたけれども、その新聞を読まれた被害を受けた方が非常に不快感を持たれたということであれば、これは大変申しわけない、そういうふうにとられてしまったのであれば、その被害を受けた方には私もお話を申し上げたい、こういうふうに答弁しているところでございます。

**東門委員** 大臣、平和を守っている軍隊に一切触れないのはバランスのとれた考え方だとは思われないとおっしゃっていますが、バランスのとれた考え方をしているのはだれでしょうか、手紙を書いた被害者の女性ですが、沖縄県民ですが、それとも質問をした私などでしょうか、私が言われれば、バランスがとれていないのは政府の安全保障政策だと思われのですが、いかがですか。

**町村務務大臣** 軍隊という存在の役割についていろいろな見方があるということを私は申し上げたのであって、その女性の方にこういう考えを持ってということを私は説教めかめか言ったわけではございません。その点だけはぜひ誤解のないようにしていただきたいと思えます。

**東門委員** 私は何度も読みました、バランスのとれた考え方だとは思われないというのは、私にあてたことなのか、被害者の女性に言ったことなのか、沖縄県民が基地の撤去あるいは整理縮小という形で求めてくるから、そのことをおっしゃっているのかと随分悩んだんですよ、それ、そのような質問をしたんですよ。一般論としてそこを出てくるということがとても理解できない、それは強く指摘しておきたいと思えます。私は、大臣はこれはいずれ撤回していかなければいけないと思うんですが、それは申し上げておきます。

では、軍隊があるから平和が保たれているとありますが、米軍の長期駐留下で、女性、子供が強姦、強制わいせつにおびえ、早朝、深夜を問わず航空機騒音に悩まされ、実弾射撃訓練からの流弾、被弾に不安を抱き、ヘリや戦闘機が墜落事故等に恐怖感を持って生活している現状で、沖縄は平和な状態であるとお考えでしょうか。

**町村務務大臣** 沖縄を含む日本国がいかなる他の国からも侵略をされておらず、戦後六十年間、平和な国として日本が過ごしてきたことができてきた、いろいろな要素があるけれども、日米安保条約というものの存在があり、それに基づいて米軍が日本にあり、日本の自衛隊ももちろんしっかりと訓練、整備を行うことによって、平和と安全が保たれているということはおんない事実であると私は考えます。

**東門委員** 大臣、バランスのとれた考え方(バランスのとれた安全保障政策をぜひいっていただきたい、沖縄だけにそれだけ集中させておいて、平和である、日本国全体が守られているんだというふうな御発言は、とても承服しがねます。ぜひ、安全保障政策、バランスがわたのでお願いします。

**町村務務大臣** 委員のおっしゃられたことも、私もよく理解をしているつもりでございます。したがいまして、いろいろな面での、沖縄を初めとする地元の負担をできる限り軽減する、あわせて抑止力も維持しながらそれを進めていくということ、今再編成議論が行われているわけでございます。

私ども、常に沖縄の皆さん方のお気持ち、また置かれた環境というものを考えながら、アメリカ側と真剣な議論を今積み重ねているということは申し上げておきたいと思えます。

